

# 放課後等デイサービス中重度障害児受入れ促進助成要綱

制定 令和8年2月26日 区長決定 要綱 第5号

## (目的)

第1条 この要綱は、品川区内の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスを運営する法人に対し助成を行うことで、愛の手帳を所持する障害児への支援の促進、また、事業所の安定した運営ができるよう支援し、もって障害児福祉の向上を図ることを目的とする。

## (助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、東京都または区の指定を受けて放課後等デイサービスの運営を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 事業所が品川区内に所在すること。
- (2) 事業所において、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）に基づく愛の手帳（1度、2度または3度に限る。）の交付を受けている障害児（以下「対象児」という。）が、放課後等デイサービスを利用していること。
- (3) 送迎の実施に要する費用を支払っており、かつ、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）による送迎加算を算定していること。ただし、放課後等デイサービス事業所としての指定を受けた日以降に支払ったものに限る。
- (4) 放課後等デイサービスを、助成の対象となる年度において、継続する見込みであること。

## (助成対象費用)

第3条 この要綱による助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、次に掲げる費用とする。

- (1) 対象児の受入れに対する助成
- (2) 対象児の送迎の実施に対する次に掲げる費用
  - ア 送迎車両を駐車している駐車場料金
  - イ 学校からの送迎の際に利用するコインパーキング等に係る駐車料金
  - ウ 送迎を行うドライバーに係る費用
  - エ 臨海青海特別支援学校から直接送迎を行う事業者への車両購入またはリース費用

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、助成対象費用としない。

- (1) 他の助成制度等により、現に経費の一部または全部について助成を受けている場合
- (2) 社会通念上適当と認められない場合

## (助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、別表に定めるところにより、予算の範囲内で区長が定める

額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、放課後等デイサービス中重度障害児受入れ促進助成交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に、第3条に定める助成対象費用に応じた次の各号に定める書類を添えた上で、別に定める日までに区長に提出しなければならない。

(1) 対象児を受入れた助成対象者に対する助成

ア 愛の手帳1度から3度を所持していることが確認できる書類

イ 対象児を受入れていることが確認できる書類

ウ その他区長が必要と認める書類

(2) 送迎車両を駐車している駐車場料金

ア 送迎車両を駐車する駐車場の契約等が確認できる書類

イ その他区長が必要と認める書類

(3) 学校からの送迎の際に利用するコインパーキング等に係る駐車料金

ア 学校からの送迎を行っていることが確認できる書類

イ その他区長が必要と認める書類

(4) 送迎を行うドライバーに係る費用

ア 送迎を行うドライバーに係る勤務実態が確認できる書類

イ その他区長が必要と認める書類

(5) 臨海青海特別支援学校から直接送迎を行う事業者への車両購入またはリース費用

ア 臨海青海特別支援学校から送迎を行っていることを確認できる書類

イ 送迎に使用する車両の購入またはリース契約を確認できる書類

ウ その他区長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、放課後等デイサービス中重度障害児受入れ促進助成交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(助成の変更申請)

第7条 前条第1項の規定による交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、当該交付決定後に事情の変更等により、助成金の交付申請内容を変更しようとする場合、別に定める期日までに放課後等デイサービス中重度障害児受入れ促進助成変更申請書(第3号様式)に必要な書類を添付して、区長に対し、助成金の変更申請をしなければならない。この場合において、当該申請に係る交付決定および通知については、前条の規定を準用する。

(使用制限)

第8条 助成決定者は、交付を受けた助成金を助成対象費用以外の用途に使用してはならない。

(実績報告)

第9条 助成決定者は、助成金の交付を請求するときは、放課後等デイサービス中重度障害児受入れ促進助成実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、下表の左欄に掲げる請求期間に応じ、同表右欄に掲げる提出期日までに区長に提出するものとする。

請求期間	提出期日
4月、5月、6月	給付額確定日から8月5日まで
7月、8月、9月	給付額確定日から11月5日まで
10月、11月、12月	給付額確定日から2月5日まで
1月、2月、3月	給付額確定日から5月5日まで

- (1) 対象児を受入れた助成対象者に対する助成
  - ア 対象児それぞれに係る障害児通所給付費・入所給付費等請求書、障害児通所給付費・入所給付費等明細書および放課後等デイサービス提供実績記録表
  - イ その他区長が必要と認める書類
- (2) 送迎車両を駐車している駐車場料金
  - ア 駐車場料金の支払いが確認できる書類
  - イ その他区長が必要と認める書類
- (3) 学校からの送迎の際に利用するコインパーキング等に係る駐車料金
  - ア コインパーキング等を利用したことが確認できる書類
  - イ その他区長が必要と認める書類
- (4) 臨海青海特別支援学校から直接送迎を行う事業者への車両購入またはリース費用
  - ア 減価償却費の計上またはリース料の支払いを確認できる書類
  - イ 対象児それぞれに係る障害児通所給付費・入所給付費等請求書、障害児通所給付費・入所給付費等明細書および放課後等デイサービス提供実績記録表
  - ウ その他区長が必要と認める書類

(助成金額の確定)

第10条 区長は、前条の規定による実績の報告があったときは、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、放課後等デイサービス中重度障害児受入れ促進助成交付額決定通知書（第5号様式）により助成決定者に通知する。

(助成金の交付)

第11条 区長は、助成決定者から前条の規定により確定した額に基づく、放課後等デイサービス中重度障害児受入れ促進助成請求書（第6号様式）の提出があったときは、関係書類を審査し、適当と認めたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(是正指導)

第12条 区長は、第10条の規定による審査の結果、助成対象費用の使途が助成の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないものと認めるときは、当該助成決定者に対し、これらに適合させるための措置をとるべきことを指導することができる。

(助成決定等の取消し)

第13条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定または第10条の規定による助成金の額の確定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の目的に使用したとき。
- (3) 品川区暴力団排除条例（平成24年7月9日条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団関係者に該当するとき。
- (4) 助成の決定の内容またはこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定または助成金の額の確定を取り消したときは、放課後等デイサービス中重度障害児受入れ促進助成取消通知書（第7号様式）により当該助成決定者に通知する。

(助成金の返還)

第14条 区長は、第10条の規定により助成金の額の確定をした場合において、既に確定した額を超える額の助成金が交付されているときまたは前条の規定による取消しをした場合において助成決定者の当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、当該助成決定者に対しその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第15条 助成決定者は、第13条の規定により助成決定等の全部または一部を取り消され、前条の規定により助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(書類の保管)

第16条 助成決定者は、助成対象費用に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、区長の求めに応じて提出できるようにしておかなければならない。

2 助成決定者は、前項の帳簿及び証拠書類を助成対象経費を使用した日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年11月1日から適用する。

(経過措置)

2 第9条の表に規定する10月、11月、12月を請求期間とする放課後等デイサー

バス中重度障害児受入れ促進助成実績報告書の提出期日は、同表の規定に関わらず、令和7年度に限り令和8年3月31日までとする。

別表（第4条関係）

助成対象費用	助成基準額	助成金の計算方法
対象児の受入れに対する助成		
愛の手帳1度または2度を所持する対象児	時間単価1,300円	時間単価に利用時間を乗じた金額（送迎時間を含む）
愛の手帳3度を所持する対象児	時間単価1,000円	
対象児の送迎の実施に対する費用		
送迎車両を駐車している駐車場料金	1台あたり 上限月額15,000円	実際の月額料金に1/2を乗じた金額（所有台数分）
学校からの送迎の際に利用するコインパーキング等に係る駐車料金		利用に要した駐車料金の実費
送迎を行うドライバーに係る費用	1台目 月額180,000円 2台目以降 月額120,000円	所有する車両台数分
臨海青海特別支援学校から直接送迎を行う事業所への車両購入またはリース費用	上限月額50,000円	1事業所1台分

品川区長あて

所在地  
法人名  
代表者  
事業所名

放課後等デイサービス中重度障害児受入れ促進助成交付申請書

放課後等デイサービス中重度障害児受入れ促進助成の交付について、下記のとおり申請します。

記

1 申請額（合計額） 金 \_\_\_\_\_ 円  
（内訳）

費 用	金 額
（1）対象児の受入れに対する助成	
① 愛の手帳1度または2度を所持する対象児	円
② 愛の手帳3度を所持する対象児	円
（2）送迎車両を駐車している駐車場料金	円
（3）学校からの送迎の際に利用するコインパーキング等に係る 駐車料金	円
（4）送迎を行うドライバーに係る費用	円
（5）臨海青海特別支援学校から直接送迎を行う事業者への車両 購入またはリース費用	円
合計	円

2 申請期間 年 月 ~ 年 月 分

3 添付書類（要綱第5条関係）

- (1) ①②共通 アに該当する書類 イに該当する書類 ウに該当する書類  
 (2) アに該当する書類 イに該当する書類 ウに該当する書類  
 (3) アに該当する書類 イに該当する書類  
 (4) アに該当する書類 イに該当する書類  
 (5) アに該当する書類 イに該当する書類 ウに該当する書類

第2号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

品川区長



放課後等デイサービス中重度障害児受入れ促進助成交付（不交付）決定通知書

放課後等デイサービス中重度障害児受入れ促進助成の交付について、下記のとおりと交付（不交付）決定したので通知します。

記

交付

1 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

（内訳）

費用	金額
（1）対象児の受入れに対する助成	
① 愛の手帳1度または2度を所持する対象児	円
② 愛の手帳3度を所持する対象児	円
（2）送迎車両を駐車している駐車場料金	円
（3）学校からの送迎の際に利用するコインパーキング等に係る 駐車料金	円
（4）送迎を行うドライバーに係る費用	円
（5）臨海青海特別支援学校から直接送迎を行う事業者への車両 購入またはリース費用	円
合計	円

2 申請期間 年 月 ～ 年 月 分

3 補助の条件

放課後等デイサービス中重度障害児受入れ促進助成要綱第6条第2項に定める事項を条件として交付する。

不交付

（理由）

品川区長あて

所在地  
法人名  
代表者  
事業所名

放課後等デイサービス中重度障害児受入れ促進助成変更申請書

放課後等デイサービス中重度障害児受入れ促進助成交付について、下記のとおり変更申請します。

記

1 変更申請額（合計額） 金 \_\_\_\_\_ 円  
（内訳）※変更がある項目に記入してください。

費用		金額	
（1）対象児の受入れに対する助成			
愛の手帳1または2度を所持する対象児	申請額	円	
	増減額	円	
愛の手帳3度を所持する対象児	申請額	円	
	増減額	円	
（2）送迎車両を駐車している駐車場料金		申請額	円
		増減額	円
（3）学校からの送迎の際に利用するコインパーキング等に係る 駐車料金		申請額	円
		増減額	円
（4）送迎を行うドライバーに係る費用		申請額	円
		増減額	円
（5）臨海青海特別支援学校から直接送迎を行う事業者への車両 購入またはリース費用		申請額	円
		増減額	円
増減合計額			円

2 申請期間 年 月 ~ 年 月 分（※変更がある場合記入してください）

3 添付書類（※変更がある場合記入してください）

- (1) ①②共通 アに該当する書類 イに該当する書類 ウに該当する書類  
 (2) アに該当する書類 イに該当する書類 ウに該当する書類  
 (3) アに該当する書類 イに該当する書類  
 (4) アに該当する書類 イに該当する書類  
 (5) アに該当する書類 イに該当する書類 ウに該当する書類

品川区長あて

所在地  
法人名  
代表者  
事業所名

放課後等デイサービス中重度障害児受入れ促進助成実績報告書

放課後等デイサービス中重度障害児受入れ促進助成の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 実績額（合計額） 金 \_\_\_\_\_ 円  
（内訳）

費 用	金 額
（1）対象児の受入れに対する助成	
① 愛の手帳1度または2度を所持する対象児	円
② 愛の手帳3度を所持する対象児	円
（2）送迎車両を駐車している駐車場料金	円
（3）学校からの送迎の際に利用するコインパーキング等に係る 駐車料金	円
（4）送迎を行うドライバーに係る費用	円
（5）臨海青海特別支援学校から直接送迎を行う事業者への車両 購入またはリース費用	円
合計	円

2 申請期間 年 月 日 ～ 年 月 日 分

3 添付書類（要綱第9条関係）

- (1) ①②共通 アに該当する書類 イに該当する書類
- (2) アに該当する書類 イに該当する書類
- (3) アに該当する書類 イに該当する書類
- (4) アに該当する書類 イに該当する書類
- (5) アに該当する書類 イに該当する書類 ウに該当する書類

品川区長



放課後等デイサービス中重度障害児受入れ促進助成交付額決定通知書

放課後等デイサービス中重度障害児受入れ促進助成の交付額について、下記のとおり通知します。

記

1 交付額（合計） 金 \_\_\_\_\_ 円  
（内訳）

費 用	金 額
（1）対象児を受入れた事業所に対する助成	
① 愛の手帳1度または2度を所持する対象児	円
② 愛の手帳3度を所持する対象児	円
（2）送迎車両を駐車している駐車場料金	円
（3）学校からの送迎の際に利用するコインパーキング等に係る 駐車料金	円
（4）送迎を行うドライバーに係る費用	円
（5）臨海青海特別支援学校から直接送迎を行う事業者への車両 購入またはリース費用	円
合計	円

2 決定期間 年 月 ～ 年 月 分

品川区長あて

所在地  
法人名  
代表者  
事業所名

放課後等デイサービス中重度障害児受入れ促進助成請求書

年 月 日付、第 号で助成金額の確定を受けた放課後等デイサービス中重度障害児受入れ促進助成について、下記のとおり請求します。

記

1 事業名 放課後等デイサービス中重度障害児受入れ促進助成

2 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円  
(内訳)

費用	金額
(1) 対象児の受入れに対する助成	
① 愛の手帳1度または2度を所持する対象児	円
② 愛の手帳3度を所持する対象児	円
(2) 送迎車両を駐車している駐車場料金	円
(3) 学校からの送迎の際に利用するコインパーキング等に係る駐車料金	円
(4) 送迎を行うドライバーに係る費用	円
(5) 臨海青海特別支援学校から直接送迎を行う事業者への車両購入またはリース費用	円
合計	円

3 請求期間 年 月 ~ 年 月 分

4 振込口座

振込先金融機関	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所
金融機関コード 支店コード		
振込先口座	預金種目	1. 普通 2. 当座 該当の番号を○で囲んでください。
	口座番号	右詰めで記入してください。
	フリガナ	
	口座名義	

品川区長



放課後等デイサービス中重度障害児受入れ促進助成取消通知書

放課後等デイサービス中重度障害児受入れ促進助成の取消について、下記のとおり通知します。

記

1 取消額（合計額） 金 \_\_\_\_\_ 円  
（内訳）

費 用	金 額
（1）対象児を受入れた事業所に対する助成	
① 愛の手帳1度または2度を所持する対象児	円
② 愛の手帳3度を所持する対象児	円
（2）送迎車両を駐車している駐車場料金	円
（3）学校からの送迎の際に利用するコインパーキング等に係る 駐車料金	円
（4）送迎を行うドライバーに係る費用	円
（5）臨海青海特別支援学校から直接送迎を行う事業者への車両 購入またはリース費用	円
合計	円

2 決定期間 年 月 ～ 年 月 分

3 取消理由